	41秒の地点と北緯35度15分00秒東経137度43分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度15分01秒東経137度43分45秒の地点と北緯35度16分16秒東経137度45分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［17～39　略］	［17～39　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十五　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した又は破線で囲んだ部分をそれぞれ順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
［1・2　略］			［1・2　同左］		
3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域			3　［同左］		
［1～11　略］			［1～11　同左］		
12	(1)　広島県広島市中区上八丁堀6―30　(81.00) (2)　山口県岩国市大字六呂師字くらかけ山512―17　(648.50)	北緯34度23分57秒東経132度27分47秒の地点と北緯34度21分25秒東経132度25分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度10分37秒東経132度15分01秒の地点と北緯34度04分51秒東経132度09分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度04分45秒東経132度09分26秒の地点と北緯34度04分42秒東経132度09分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	12	(1)　［同左］ (2)　［同左］	北緯34度23分57秒東経132度27分47秒の地点と北緯34度21分25秒東経132度25分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度10分37秒東経132度15分01秒の地点と北緯34度04分51秒東経132度09分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度04分45秒東経132度09分25秒の地点と北緯34度04分43秒東経132度09分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～27　略］			［13～27　同左］		
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域			4　［同左］		
［1～12　略］			［1～12　同左］		
13	(1)　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井284―11　(1361.00) (2)　愛知県北信楽郡豊根村大字三沢字用谷山13―2　(876.40)	北緯35度04分09秒東経137度52分54秒の地点と北緯35度09分32秒東経137度44分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度09分33秒東経137度44分03秒の地点と北緯35度09分46秒東経137度43分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	13	(1)　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井284―11　(1361.00) (2)　愛知県北信楽郡豊根村三沢字用谷山13―2　(876.40)	北緯35度04分09秒東経137度52分53秒の地点と北緯35度09分32秒東経137度44分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度09分33秒東経137度44分03秒の地点と北緯35度09分46秒東経137度43分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［14～16　略］			［14～16　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。